

証拠収集等への協力及び訴追に関する
合意制度の運用等について（平成30
年3月19日付け最高検刑第13号次
長検事依命通達）

原議保存期間 10年
(平成40年3月31日まで)

最高検刑第13号
平成30年3月19日

検事長 殿
検事正 殿

次長検事 八木宏幸
(公印省略)

証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の運用等について(依命通達)
本年6月1日に「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第54号)の一部が施行され、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度が導入されるところ、同制度の具体的な運用の在り方につき、検察としての当面の考え方を別紙のとおり取りまとめたので、各庁においては、この考え方を踏まえた上で、同制度を適切に運用願います。

合意制度の運用に関する当面の考え方

第1 はじめに

この「合意制度の運用に関する当面の考え方」は、合意制度の適切な運用を図るため、その具体的な運用の在り方について、検察としての当面の考え方を示すものである。

ここでは、まず、運用の前提となる制度の趣旨及び概要を確認し、その上で、合意制度の運用の在り方に関する当面の考え方を示すこととする。

第2 合意制度の趣旨及び概要

1 趣旨

組織的な犯罪等において、首謀者の関与状況等を含めた事案の解明を図るために、組織内部の者から供述を得ることなどが必要不可欠である場合が少くないところ、近時、取調べによってかかる供述を得ることが困難となってきていることも踏まえ、手続の適正を担保しつつ組織的な犯罪等の事案の解明に資する供述等を得ることを可能とする新たな証拠収集方法として、合意制度を導入することとされたものである。

2 概要

合意制度は、特定の財政経済犯罪と薬物銃器犯罪について、検察官と被疑者・被告人（以下「本人」という。）とが、弁護人の同意がある場合に、本人が他人の刑事事件について証拠収集等への協力をし、検察官が、その協力行為を考慮して、本人の事件につき不起訴処分や特定の求刑等をすることを内容とする合意をすることができるというものである（刑訴法350条の2等）。

(1) 合意の主体

合意の主体は、検察官及び本人であるが（同条1項柱書き）、合意が成立するためには、弁護人の同意が必要である（同法350条の3第1項）。法人が被疑者・被告人である場合には、法人が合意の主体となることも可能であり、その場合、合意に係る手続は、法人の代表者が行うこととなる（同法27条1項）。

(2) 特定犯罪

合意が成立するためには、本人の事件と他人の刑事事件の双方が「特定犯罪」であることが必要である。

特定犯罪は、一定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪のうち、死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪を除外したもの（同法350条の2第2項）である。

例えば、贈収賄、詐欺、脱税、覚醒剤の営利目的譲渡（覚せい剤取締法41条の2第2項）等のほか、これらを本犯とする刑事司法作用を害する罪は、合意制度の対象となるが、殺人、覚醒剤の営利目的輸入（同法41条2項・3項）、業として行う覚醒剤の譲渡（麻薬特例法5条）、拳銃の営利目的輸入（銃刀法31条の2第2項）等は、対象とならない。

(3) 本人による協力行為

本人による協力行為として合意の内容とすることができますのは、他人の刑事事件について

- ① 檢察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して真実の供述をすること
- ② 証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること
- ③ 檢察官、検察事務官又は司法警察職員による証拠の収集に関し、証拠の提出その他の必要な協力をすること（①及び②に掲げるものを除く。）である（刑訴法350条の2第1項1号）。

(4) 檢察官による処分の軽減等

検察官による処分の軽減等として合意の内容とすることができますのは、本人の事件について

- ① 公訴を提起しないこと
- ② 公訴を取り消すこと
- ③ 特定の訴因・罰条により公訴を提起し、又は維持すること
- ④ 特定の訴因・罰条の追加若しくは撤回又は特定の訴因・罰条への変更を請求すること
- ⑤ 論告において、被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述すること
- ⑥ 即決裁判手続の申立てをすること
- ⑦ 略式命令の請求をすること

である（同項2号）。

合意には、本人による協力行為又は検察官による処分の軽減等に「付隨する事項その他の合意の目的を達するため必要な事項」をその内容として含めることができる（同条3項）。勾留中の被疑者・被告人を釈放することなど、身柄拘束に関する事項は、その性質上、「付隨する事項その他の合意の目的を達するため必要な事項」には含まれず、合意の内容とすることはできないと考えられる。

(5) 三者による協議

合意をするためには、その前提として、検察官、本人及び弁護人の三者で協議を行うことが必要となる（同法350条の4本文）。検察官は、本人及び弁護人の双方に異議がないときは、協議の一部を弁護人のみとの間で行うことができるが（同条ただし書），本人のみとの間で協議を行うことはできな

い。

検察官は、合意をするか否かの判断に当たり、合意をした場合に、本人からどのような内容の証拠が提出され得るかなどを見極めることが必要となる。そこで、検察官は、協議において、本人に対し、他人の刑事事件について供述を求め、これを聴取することができる（同法350条の5第1項前段）。検察官は、供述の聴取に当たり、本人に対し、あらかじめ黙秘権を告知しなければならないが（同項後段、198条2項），供述の聴取は協議の一部として行うものであり、弁護人が必ず同席して行われるなど、取調べとは異なる。

協議の結果、合意が成立に至らなかったときは、本人が協議においてした供述は、本人の事件においても、他人の刑事事件においても、証拠とすることはできない（同法350条の5第2項）。この証拠能力の制限の対象となるのは、本人が協議においてした供述それ自体であり、その供述に基づいて得られた証拠（派生証拠）には、証拠能力の制限は及ばない。また、本人が協議においてした行為が犯人蔵匿、証拠隠滅等の刑事司法作用を害する罪に当たる場合に、これらの罪に係る事件において、本人が協議においてした供述を証拠として用いることは妨げられない（同条3項）。

(6) 司法警察員との関係

司法警察員は、協議・合意の主体ではないが、検察官は、司法警察員が送致・送付した事件又は司法警察員が現に捜査していると認める事件について、その被疑者との間で協議を行おうとするときは、あらかじめ、司法警察員と協議をしなければならない（同法350条の6第1項）。

また、検察官は、協議に係る他人の刑事事件の捜査のため必要と認めるときは、本人に供述を求めることその他の当該協議における必要な行為を司法警察員にさせることができることとされている（ただし、処分の軽減等の内容の提示については、検察官の個別の授権の範囲内に限られる。）（同条2項）。

(7) 合意

検察官は、協議の結果を踏まえ、本人の協力行為により得られる証拠の重要性、関係する犯罪の輕重及び情状、当該関係する犯罪の関連性の程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、合意をすることができる（同法350条の2第1項柱書き）。

合意には弁護人の同意が必要であり（同法350条の3第1項），本人に弁護人がない場合には、合意をすることができない。

合意は要式行為とされており、合意の内容を明らかにする書面（合意内容書面）を作成し、検察官、本人及び弁護人の三者が連署することによって、合意が成立する（同条2項）。

合意が成立すると、検察官及び本人は、それぞれ合意の内容を履行する義

務を負うことになる。

(8) 公判手続等の特例

ア 本人の事件について

検察官は、合意に係る本人の事件について公訴を提起したとき、又は公訴の提起後に本人との間で合意をしたときは、冒頭手続の終了後（事件が公判前整理手続に付された場合には、その後）、遅滞なく、合意内容書面の証拠調べを請求しなければならない（同法350条の7第1項）。その場合において、当事者から離脱の告知がされたときは、検察官は、合意離脱告知書（後記(9)イ参照）の証拠調べも請求しなければならない（同条2項・3項）。

合意に係る本人の事件について略式命令の請求をする場合についても、検察官による合意内容書面及び合意離脱告知書の差出し義務が規定されている（同法462条の2）。

イ 他人の刑事事件について

検察官は、他人の刑事事件の公判において合意に基づく供述調書・証言等が証拠として用いられることとなる場合には、合意内容書面及び合意離脱告知書の証拠調べを請求しなければならないこととされている。すなわち、検察官は、他人の刑事事件の公判において

○ 合意に基づく本人の供述録取書等について、検察官、被告人若しくは弁護人が証拠調べを請求し、又は裁判所が職権による証拠調べ決定をしたとき

○ 検察官、被告人若しくは弁護人が証人尋問を請求し、又は裁判所が職権で証人尋問決定をした場合において、その証人（となるべき者）との間で当該証人尋問についてした合意があるとき

は、遅滞なく、合意内容書面の証拠調べを請求しなければならず（同法350条の8前段、350条の9前段），当事者から離脱の告知がされたときは、合意離脱告知書の証拠調べも請求しなければならない（同法350条の8後段、350条の9後段）。

(9) 合意からの離脱

ア 離脱事由

合意の当事者が合意に違反したときは、その相手方は、合意から離脱することができる（同法350条の10第1項1号）。

これに加えて、被告人は

① 検察官が合意に基づいて訴因・罰条変更等を請求したもの、裁判所がこれを許さなかったとき（同項2号イ）

② 検察官が合意に基づいて求刑をしたもの、裁判所がこれより重い刑の言渡しをしたとき（同号ロ）

③ 檢察官が合意に基づいて即決裁判手続の申立てをしたものの、裁判所が一定の理由によりこれを却下するなどしたとき（同号ハ）

④ 檢察官が合意に基づいて略式命令の請求をしたものの、裁判所が通常の規定に従い審判をすることとし、又は検察官が正式裁判の請求をしたとき（同号ニ）

は、合意から離脱することができる。

他方で、検察官は

① 本人が協議においてした他人の刑事事件についての供述の内容が真実でないことが明らかになったとき（同項3号イ）

② 本人が合意に基づいてした供述の内容が真実でないこと又は本人が合意に基づいて提出した証拠が偽造・変造されたものであることが明らかになったとき（同号ロ）

は、合意から離脱することができる。この場合における「真実でない」とは、客観的な事実に反することを意味する。

イ 離脱の方式及び効果

離脱は、その理由を記載した書面（合意離脱告知書）により、相手方に対し、合意から離脱する旨を告知して行うこととされている（同法350条の10第2項）。

離脱により合意は将来に向かって解消され、それ以後、当事者は合意に基づく履行の義務を負わすこととなる。

離脱は、それ以前の訴訟行為の効力や収集済みの証拠の証拠能力に影響を及ぼすものではない。

(10) 檢察官による合意違反の効果

検察官が合意に違反して権限を行使したとき（例えば、不起訴合意に違反して公訴を提起するなど）は、公訴が棄却されるなどその権限行使の効力が否定される（同法350条の13）とともに

○ 本人が協議においてした供述

○ 合意に基づいてした本人の行為により得られた証拠

は、本人の事件と他人の刑事事件のいずれにおいても証拠とすることができないこととなる（同法350条の14第1項）。もっとも、これらが証拠として用いられようとする事件の被告人に異議がないときは、当該事件については証拠能力は制限されない（同条2項）。他方、これらに基づいて得られた証拠（派生証拠）には、証拠能力の制限は及ばない。

(11) 虚偽供述等の罪

合意に違反して、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対し、虚偽の供述をし又は偽造・変造の証拠を提出した者は、5年以下の懲役に処せられることとされている（同法350条の15第1項）。その者が、当該合意に係る他人の

刑事事件及び自己の事件の裁判が確定する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる（同条2項）。

② 檢察審査会との関係

検察官は、不起訴処分とした本人の事件について合意がある場合において、検察審査会の審査が行われるときには、合意内容書面を検察審査会に提出しなければならず（検察審査会法35条の2第1項），検察審査会の議決前に離脱がなされたときは、合意離脱告知書も提出しなければならない（同条2項）。

検察官が合意に基づき不起訴処分とした事件につき、検察審査会が起訴相当議決、不起訴不当議決又は起訴議決を行ったときは、不起訴合意は将来に向かって効力を失う（刑訴法350条の11）。

この場合、検察官の合意違反を理由とする証拠能力の制限（前記⑩参照）は生じないが、当該議決に係る事件について公訴が提起されたときは

- 本人が協議においてした供述
- 合意に基づいてした本人の行為により得られた証拠
- これらに基づいて得られた証拠（派生証拠）

については、当該本人の事件において証拠とすることはできない（同法350条の12第1項）。他方で、他人の刑事事件においてこれらを証拠とすることは妨げられない。もっとも、検察審査会の議決前に本人がした行為が合意に違反するものであったことが明らかになった場合など一定の場合には、この証拠能力の制限は生じない（同条2項）。

第3 合意制度の運用に関する当面の考え方

1 事案の選定について

- 合意制度を利用するためには、本人の事件についての処分の軽減等をしてもなお、他人の刑事事件の捜査・公判への協力を得ることについて国民の理解を得られる場合でなければならない。
- 基本的には、従来の捜査手法では同様の成果を得ることが困難な場合において、協議の開始を検討することとする。
- 協議の開始を検討するに当たっては、本人の協力行為によって合意制度の利用に値するだけの重要な証拠が得られる見込みがあるかということ（後記2(1)参照）や、協議における本人の供述につき、裏付証拠が十分にあるなど積極的に信用性を認めるべき事情がある場合でなければ合意しないこととなること（後記2(1), 4(1)参照）を考慮する必要がある。
- 協議の開始を検討するに当たっては、協議に時間がかかることや協議により取調べにおける供述の任意性に影響が及ばないよう配慮する必要があることなど、協議を行うことによる捜査・公判への影響をも考慮する必要がある。

2 協議について

(1) 協議に関する基本的な考え方

- 檢察官は、合意するか否かの判断に当たり、合意をした場合に本人が行う協力行為により得られる証拠（供述等）の重要性や信用性、本人が合意を真摯に履行する意思を有しているかなどを見極めることが必要である。そのため、協議においては、本人から合意した場合に行う協力行為の内容を十分に聴取するとともに、協議における本人の供述について裏付検査を行い、その信用性を徹底して吟味すべきである。
- その上で、協議における本人の供述に高い信用性が認められるとともに、その協力行為により得られる証拠に合意制度の利用に値するだけの重要性が認められるのであれば、検察官は処分の軽減等の内容を提示すべきである。
- 他方で、協議における本人の供述につき十分な裏付証拠が得られないなど、本人の供述に高い信用性を認めることができず、あるいは、本人の協力行為により得られる証拠に重要性が認められない場合には、協議を打ち切るべきである。
- 協議に際しては、関係者に不信感を与えることのないよう、誠実な対応に努める必要がある。

(2) 協議に関する留意事項

ア 手続の概要

協議は、その開始について検察官、本人及び弁護人との間で意思が合致した際に開始されることとなる。これに先立ち、検察官又は弁護人からの協議開始の申入れとそれに関する双方の意見交換を経ることとなろう。

後記のとおり、協議の開始に際しては、検察官から本人及び弁護人に対し、所要の事項について説明するとともに（後記ウ参照）、協議開始書を作成する（後記エ参照）。

協議において、どのような順序でどのようなやり取りを行うのかは事案により異なり得るが、一般的には

- 弁護人による、本人が行い得る協力行為の内容の提示
- 檢察官による、本人からの供述の聴取
- 檢察官による、処分の軽減等の内容の提示
- 檢察官と弁護人の間における、合意の内容等についての意見の交換などが行われることになると考えられる。

イ 協議開始の判断の在り方

(ア) 檢察官が協議開始を申し入れる場合

- 檢察官は、合意により、本人から、他人の刑事事件について、信用性の高い重要な証拠が提供される見込みがあると考える場合におい

て、弁護人に対し、協議開始を申し入れることを検討する（前記第3、1参照）。

- 協議には一定の時間を要するとともに、協議中は、基本的には取調べを差し控えることとするため（後記キ参照）、協議開始を申し入れるに当たっては、捜査の状況やその時点での証拠関係、取調べの要否等を踏まえ、捜査への影響を考慮する必要がある。

また、協議開始の申入れに際しては、検察官において、適宜、期限を設定して回答を求める必要がある。

- 協議開始の申入れは、原則として、弁護人に対して行うこととする。

(イ) 弁護人から協議開始を申し入れられた場合

- 検察官としては、弁護人から協議開始を申し入れられた場合には、合意に至る見込みがどの程度あるのかを見極めた上で、その申入れに応じて協議を開始するか否かをできる限り速やかに判断すべきである。

- そして、事案の内容や証拠関係等に照らして、そもそも検察官として合意制度の利用が考えられないような場合には、弁護人から更に聴取することはせず、協議開始の申入れに応じない旨を速やかに伝えるべきである。

- 他方で、検察官において協議を開始するか否かの検討が必要な場合には、弁護人に対し、協議開始書（後記エ参照）の作成までは協議に入らない旨を伝えるとともに、検察官としては、どのような事件についてどのような協力行為が得られるかを検討した上で、協議に入るかどうか判断するので、まずはその判断に必要な範囲で事情を聞かせてほしいなどと直ちに協議に入ることができないことを明確に伝えた上で、弁護人から、他人の刑事事件と本人が提供可能な協力行為の概要について可能な範囲で聴取すべきである。

その結果、合意に至る見込みがないと判断した場合には、協議を開始すべきではなく、協議開始の申入れに応じない旨を弁護人に速やかに伝えるべきである。

(ウ) 本人から協議開始を申し入れられた場合

- 本人から取調べの場において協議開始を申し入れられた場合、検察官は、本人から、他人の刑事事件や提供可能な協力行為の内容について聴取すべきではない。

- そして、本人から更に聴取しなくとも、協議に入るべきでないことが直ちに判断できる場合や、本人がおよそ真摯に協議開始を申し入れているとは思われない場合には、本人に対し、直ちに、協議開始の申入れに応じないことを明確に伝えるべきである。

あるいは、検察官は、本人に対し、弁護人も交えなければ協議ができないので、本人から申出があつただけでは協議は開始しないことを説明し、必要があれば弁護人から検察官に申し入れるようにと申し向けるべきである。そして、取調べを継続する場合には、以後の取調べと本人からの協議開始の申入れとは全く関係ないことを明確に伝え、取調べへの影響を遮断しておくことが必要である。

ウ 本人及び弁護人への説明

(ア) 協議開始に当たって説明すべき事項

検察官は、協議開始に当たり、本人及び弁護人に対し

- ① 協議の手順（協議を経て合意に至ること、協議においては、まず本人が行い得る協力行為の提示及び本人の供述の聴取が行われる必要があり、その上で、本人の供述に高い信用性が認められると判断した場合には、その協力行為の内容を踏まえて検察官による処分の軽減等の内容の提示がなされること等）
 - ② 合意の自由（協議を開始したとしても、合意するかどうかは相互に自由であること）
 - ③ 協議における供述に当たっての留意事項（本人には黙秘権があること、検察官は、裏付捜査を行い、協議における本人の供述に高い信用性が認められると判断した場合でなければ合意しないこと等）
 - ④ 合意不成立の場合の供述の証拠能力の制限及びその例外（前記第2, 2(5)参照）
 - ⑤ 合意の効果（合意を履行する義務、虚偽供述罪、合意違反等による合意からの離脱等）
 - ⑥ 協議開始書の記載内容
- 等について説明すべきである。

この説明は、協議に先立ち、本人及び弁護人の双方が在席している場で行うべきであり、通常は協議開始書を作成する際に行うこととなろう。

(イ) 処分の軽減等の見込み等に関する説明の在り方について

協議の過程において、本人又は弁護人から、協力した場合の処分の軽減等の見込み等について問われることがあり得るが、処分の軽減等の見込み等を説明するのは、基本的に、供述を十分に聴取し、裏付捜査等を実施して、その供述に高い信用性が認められると判断できる状況になつた後とすべきである。

エ 協議開始書の作成

協議の開始は、法律上は要式行為ではないが、協議の開始により法律効果が生じることとなるため（前記第2, 2(5)参照）、協議開始の有無及びその時期を明確にしておくことが望ましい。そこで、協議の開始に際して

は、協議を開始する旨の書面（協議開始書）を作成することとし、その作成をもって協議の開始とする。

協議開始書は、検察官、本人及び弁護人が連署して作成することとし、その内容として

- 本書面の作成をもって協議を開始することのほか、手続の進め方に関する了承事項として
- 検察官が弁護人のみとの間で協議の一部を行うことにつき、本人に異議がないこと
- 検察官が合意せずに協議を終了させる場合、弁護人に通知すれば、本人に通知しなくてもよいこと

についても記載しておくことが相当である（別添1のサンプル参照）。

才 協議経過の記録の作成

協議については、自由な意見交換等の協議の機能を阻害しないとの観点を踏まえつつ、その過程における重要なポイントとなる事項について適切に記録するという観点から、日時、場所、協議の相手方及び協議の概要に係る記録（協議経過報告書）を作成する必要がある（別添2のサンプル参照）。

協議の概要としては、

- 検察官が本人及び弁護人に説明した事項
- 本人又は弁護人が協力行為として提示した事項
- 本人の供述を聴取した場合は、その旨
- 検察官が処分の軽減等の内容として提示した事項
- 前記処分の軽減等の内容に対する本人及び弁護人の意見（受け入れたか否か）
- 司法警察員を立ち会わせた場合は、その旨を記載することが考えられる。

協議経過報告書は、本人の事件の記録に原本を編てつし、（立件後は）他人の刑事事件の記録に謄本を編てつして保管することとする。

カ 協議における聴取の在り方

- 協議において本人から聴取する際は、弁護人の同席の下、黙秘権を告知して行う。
- 協議における聴取は、合意するか否かの判断に当たり、合意した場合に本人の協力行為により得られる証拠（供述等）の重要性・信用性等を見極めるために行うものであるので、まずは、本人に、他人のどのような刑事事件に関してどのような協力行為をし得るのかにつき、自発的に供述させるべきである。
- 協議における聴取も協議の一環であって、合意に向けた交渉としての

性格を有するものであることから、自由な協議が阻害されることのないよう配慮する必要があり、基本的には、録音・録画になじまない。

キ 協議と取調べとの関係

- 協議と並行して本人の取調べを行うこととすると、本人が協議における聴取と取調べとを区別して供述できるとは限らないことから、協議中（協議開始書作成後、合意成立又は協議終了に関する確認書送付後まで）は、基本的には、並行して本人の取調べを行うことを差し控えることとする。もっとも、被疑者を勾留している場合、勾留期間が限られているため、証拠品の処分等、協議における聴取の対象とは直接関係のない事項について取調べを行うことは差し支えない。
- 一方が協議開始を申し入れた後、他方がこれに応じるか否かを検討している期間に、本人の取調べを行う場合には、本人に対し、協議と取調べが異なるものであり、協議が開始されていないことを十分に説明し、理解させるよう努めるべきである。

ク 協議の終了（打ち切り）

検察官は、適宜の方法でその意思を本人又は弁護人に伝えることによって、合意を成立させることなく協議を終了する（打ち切る）ことができる。その上で、協議の終了を明確にするため、弁護人に対し、協議を終了したことを確認する文書（協議終了に関する確認書）を送付しておくことが相当である（別添3のサンプル参照）。

本人又は弁護人から協議を終了する旨を伝えられた場合にも、協議の終了を明確にするため、検察官が、本人又は弁護人に対し、協議終了に関する確認書を送付しておくことが相当である。

3 処分の軽減等について

（1）処分の軽減等に関する基本的な考え方

- 処分の軽減等の具体的な内容については、基本的には、合意により本人が行う協力行為の重要性に応じて定めることとする。具体的には、解明対象となる他人の刑事事件の重要性、本人の協力行為により他人の刑事事件が解明される（見込みの）程度、当該事件において他人が果たした役割の重要性及び組織内での地位、合意制度以外の方法により収集し得る証拠の内容等を考慮するものとする。
- 合意制度を利用する事案においては、本人の協力行為が事案の真相解明に寄与し得ることに加え、本人に捜査協力を促す政策的必要性が認められることから、事案によっては、本人の事件について処分等を大幅に軽減することも柔軟に検討する。

事案によっては、起訴する予定であった者に不起訴を合意し、あるいは、

予定していた求刑よりも大幅に低い求刑を合意することや、公訴の取消し又は訴因の変更を弾力的に行うことのほか、求刑合意と併せて、一部の事実について、不起訴処分、公訴取消し、訴因変更等を行うことを合意に含めることも検討する。

(2) 処分の軽減等に関する留意事項

- 処分の軽減等の内容は協力行為の重要性に応じて定められるべきものであるから、本人及び弁護人に一たび提示した処分の軽減等の内容は、基本的には、その後の本人及び弁護人との交渉で譲歩すべきではない。

したがって、協議における聴取では、本人及び弁護人にもその旨伝えた上で、本人が提供し得る協力行為の具体的な内容等を十分に聴き取っておくことが肝要である。

- 本人の事件に被害者がいる場合は、被害者の処罰感情等にも十分に配慮する必要がある。

4 合意について

(1) 合意に関する基本的な考え方

- 合意に基づく供述の信用性は、他人の刑事事件の公判において慎重に判断されることになる上、合意をした本人が合意後に虚偽の供述をして無関係の第三者を巻き込み、あるいは、事実を歪曲して第三者に責任を転嫁する事態はあってはならないため、そのような事態が生じないよう、合意に際しては、協議における本人の供述の信用性の吟味を徹底して行う必要がある。

- 協議における本人の供述につき、裏付証拠が十分にあるなど積極的に信用性を認めるべき事情がある場合にのみ、合意することとする。

協議における本人の供述が既に収集されている証拠と整合するだけでなく、例えば、協議における供述を得た上で、更に捜査をしたところ、捜査官の知り得なかった事実が確認され、あるいは供述中の重要な部分について裏付証拠が新たに得られたという場合などは、積極的に信用性を認めるべき事情があると考えられる。

- 合意が成立した場合、検察官は誠実に合意を履行する。

(2) 合意に関する留意事項

ア 合意内容書面の作成

合意内容書面については、検察官、本人及び弁護人が連署して作成する。

合意内容書面においては、本人の事件及び他人の刑事事件、本人による協力行為並びに検察官による処分の軽減等について、特定して記載することが必要である（別添4のサンプル参照）。

合意内容書面は、本人の事件の記録に原本を編てつし、（立件後は）他

人の刑事事件の記録にその謄本を編てつして保管することとする。

イ 合意後の取調べ

合意に基づく供述については信用性判断が慎重に行われることとなることに鑑み、合意が成立した後、合意に基づき検察官が本人の取調べを行う場合は、基本的には、取調べの録音・録画の試行対象事件として、録音・録画を実施することとなろう。また、合意に基づき得られた供述については、所要の裏付捜査を行うことが必要である。

5 合意後の公判について

(1) 本人の事件の公判について

- 検察官は、本人の事件の公判において、合意内容書面の証拠調べ請求を行ふことに加え、必要に応じ、本人の協力行為の内容や真相解明への貢献度等を立証することが考えられる。
- 特に、求刑について合意をした場合、合意した求刑を上回る判決がなされると、本人の離脱事由となり、合意が無に帰すとともに、求刑合意に対する信頼が失われ、合意制度の定着に影響を及ぼしかねない。求刑について合意した場合には、公訴の取消し又は訴因の変更等、求刑以外の合意事項があれば、それらを誠実に履行するほか、求刑に沿う判決が得られるよう、協力行為の具体的な内容や真相解明への貢献度等を適切に主張・立証することが重要である。仮に、求刑を上回る判決が言い渡された場合には、量刑不当を理由として控訴することも検討する。

(2) 他人の刑事事件の公判について

他人の刑事事件の公判において、合意に基づく供述調書又は証人尋問によって立証を行う場合、その供述・証言については、裁判所において、信用性の有無を慎重に判断されることとなろう。検察官としては、裏付証拠が十分に存在するなど積極的に信用性を認めるべき事情があることを立証することにより、信用性を的確に立証する必要がある。

6 合意からの離脱

(1) 検察官による合意からの離脱に関する判断の在り方

検察官は、離脱事由が生じた場合、基本的には離脱すべきである。もっとも、その離脱事由が形式的でささいなものであるときは、本人から全体として有用な協力が得られており、今後も同様の協力行為を得る必要があるのであれば、合意から離脱する必要はない。

(2) 合意離脱告知書の作成

前記第2、2(9)イのとおり、合意からの離脱は、その理由を記載した書面（合意離脱告知書）により、相手方に対し、合意から離脱する旨を告知して

を行うこととなる（別添5のサンプル参照）。

合意離脱告知書は、本人の事件の記録にその原本（検察官が離脱した場合には、原本を相手方に交付済みのため、その謄本）を編てつして保管し、（立件後は）他人の刑事事件の記録にその謄本を編てつして保管することとする。

7 捜査機関との関係に関する留意事項

- 警察等の捜査機関が合意制度の利用を要望してくることは、合意制度の利用を検討する契機や考慮事情の一つとはなるものの、合意制度の利用については、検察官の権限と責任において判断すべきことである。
- 他方で、警察等の捜査機関が送致する事件においては、本人の合意に基づく協力行為等を踏まえて他人の刑事事件を捜査するのは第一次的には警察等の捜査機関の役割であることはもとより、協議の過程でも、本人の協議における供述の裏付捜査には警察等の捜査機関の協力が欠かせないことに鑑みると、検察官が合意制度の利用を検討する際には、警察等の捜査機関との十分な意思疎通が肝要である。

8 取調べ一般における留意事項

- 被疑者の取調べにおいて、検察官が合意制度について言及すると、後に、被疑者から、取調べで利益誘導をされたなどと主張され、供述の任意性が争われる可能性が生じる。したがって、取調べにおいては、そのようなそしりを招かないよう、基本的には、合意制度について言及すべきではない。
- 取調べにおいて、被疑者から合意制度に関して質問等がなされた場合には、例えば被疑者の誤解を解くために制度の説明を要することがあり得るとしても、飽くまでも制度の概要等の説明にとどめ、それ以上の質問については、「それは取調べとは関係ないので、弁護人に質問するように。」と申し向けるなど、任意性に疑義が生じることがないように十分に留意して慎重かつ適切に対応する必要がある。被疑者から協議開始を申し入れられたときの対応については、前記2(2)イ(ウ)参照。

協議開始書

(協議の開始)

- 1 検察官、〇〇〇〇被疑事件に係る被疑者A（以下「被疑者」という。）及びその弁護人は、本書面の作成をもって、刑事訴訟法第350条の4の協議（以下「協議」という。）を開始するものとする。

(検察官と弁護人の間における協議)

- 2 被疑者は、検察官が弁護人のみとの間で協議の一部を行うことについて異議はない。

(検察官による協議の終了に係る通知)

- 3 検察官は、合意を成立させることなく協議を終了させるときは、弁護人に対してその旨を通知すれば足りるものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方検察庁	検察官検事	甲 野 太 郎	印
被 疑 者		A	印
弁 護 人		乙 野 次 郎	印

協議経過報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方検察庁

次席検事 ○ ○ ○ ○ 殿

〇〇地方検察庁

検察官 検事 甲野太郎 印

被疑者 氏名	A		
協議日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇時〇〇分から 午後〇時〇〇分まで	協議方法	<input type="checkbox"/> 面談 (場所:〇〇地方検察庁〇号室) <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()
協議の 相手方	被疑者 A 弁護人 乙野次郎		
協議の 概要			

協議終了に関する確認書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

被疑者A弁護人

弁護士 乙野次郎 殿

〇〇地方検察庁

検察官 検事 甲野太郎 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日に開始した被疑者Aに対する〇〇〇〇被疑事件に係る刑事訴訟法第350条の4の協議は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に終了したことを確認します。

合意内容書面

検察官及び被疑者A（以下「被疑者」という。）は、本日、刑事訴訟法第350条の2の規定により、下記のとおり合意し、その弁護人乙野次郎（以下「弁護人」という。）は、検察官及び被疑者Aがその合意をするに当たり、同法第350条の3第1項の同意をする。

記

（被疑者による協力行為等）

1 被疑者は、次に掲げる行為をするものとする。

- ① 検察官又は検察事務官（以下「検察官等」という。）による別紙1（省略）の刑事事件についての取調べに際し、真実の供述をすること。
- ② 検察官等から上記①の取調べのために出頭を求められたときは、検察官等の指定する日時及び場所に出頭し、かつ、出頭後は検察官等の許可なく退去しないこと。
- ③ 検察官等が上記①の取調べに際してその録音・録画を実施するときは、これを拒まないこと。
- ④ 検察官等が上記①の取調べに際し、被疑者にその供述を録取した供述調書を閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを確認した場合において、誤りがないときは、その旨を申し立てること。
- ⑤ 検察官等から刑事訴訟法第198条第5項に基づき、上記④の供述調書に署名押印することを求められたときは、これに応じて署名押印すること。
- ⑥ 別紙1の刑事事件について、証人として尋問を受ける場合において、証言を拒むことなく、真実の証言すること。
- ⑦ 被疑者を証人として尋問する旨の決定がなされたときは、裁判所又は裁判官の指定する日時及び場所に出頭し、宣誓すること。

（検察官による処分の軽減等）

2 検察官は、別紙2（省略）の刑事事件について、公訴を提起しないものとする。

（その他）

- 3 検察官、被疑者及び弁護人は、上記1及び2に記載された事項は、別紙1及び2の刑事事件以外のいかなる事件についても効力を有しないことを確認するとともに、検察官、被疑者及び弁護人の間には、上記1及び2に記載した事項のほか、いかなる取決めも存しないことを確認する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方検察庁 檢察官検事

甲 野 太 郎 印

被 疑 者

A 印

弁 護 人

乙 野 次 郎 印

合意離脱告知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

A 殿

〇〇地方検察庁
検察官 検事 甲野太郎 (印)

検察官は、刑事訴訟法第350条の10第1項第1号の規定により、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け合意内容書面に係る貴殿との合意から離脱する。